

金融機関向け IFRS ニュース 2021 年 7 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [<凡例>](#) をご参照ください。

<今月のハイライト>

◆金融商品

■ [デロイトによる『IFRS 第 9 号「金融商品」 - 2021 年末に向けて検討すべき 7 つの領域』の掲載](#)

デロイト英国事務所は、IFRS 第 9 号「金融商品」に関する 2021 年末に向けて検討すべき領域に関する記事を掲載し、COVID-19 以降の PD モデルのモニタリング・計測やマクロ経済の反応に関するモデルなど、予想信用損失モデルに関する 7 つの領域の課題を挙げています。

◆保険契約

■ [IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」の狭い範囲の修正を提案](#)

IASB は、企業が IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始時に表示される比較情報の有用性を向上させることを可能とする公開草案「IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（IFRS 第 17 号の修正案）を提案しました（コメント期限：2021 年 9 月 27 日）。

■ [会計規制委員会（ARC）が IFRS 第 17 号「保険契約」を EU において採用することを可決](#)

2021 年 7 月 16 日、欧州委員会（EC）の会計規制委員会（ARC）は、2020 年 6 月に公表された修正を含む IFRS 第 17 号「保険契約」を EU において採用することを可決しました。最終採択は 2021 年第 4 四半期に予定されています。

■ [GPPC が「IFRS 第 17 号「保険契約」の適用に伴う見積りから生じる重要な虚偽表示リスクに対する監査人の対応」を公表](#)

GPPC（6 大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会）が公表した本ペーパー（全 44 ページ）は、主に外部監査人を監督する役割を担う担当者に対してガイダンスを提供し、外部監査人の対応の有効性を評価することを目的としています。

◆表示及び開示

■ [IASB は公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ」に対する意見募集期間を 2022 年 1 月 12 日まで延長することを決定](#)

IASB は公開草案の内容の重要性やより多くの実務的なフィードバックを求めるため、公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ（IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案）」に対する意見募集期間を 2021 年 10 月 21 日から 2022 年 1 月 12 日まで延長することを決定しました。

< 今月の記事一覧 >

カテゴリー	発信元 (※1)	記事のタイトル (※2)
金融商品	【DTT】	『IFRS 第9号「金融商品」 - 2021年末に向けて検討すべき7つの領域』が掲載されました。
保険契約	【IASB】	IASBは、IFRS第17号「保険契約」の狭い範囲の修正を提案しました。
	【DTT】	『IFRSin Focus - IASBは、IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始に関する軽微な修正を提案する』が掲載されました。
	【ARC】	会計規制委員会（ARC）はIFRS第17号「保険契約」をEUにおいて採用することを可決しました。
	【GPPC】	GPPC（グローバル・パブリック・ポリシー委員会）は、「IFRS第17号「保険契約」の適用に伴う見積りから生じる重要な虚偽表示リスクに対する監査人の対応」を公表しました。
暗号資産	【ASBJ】	ASBJは、EFRAGのディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」に対するコメントを公表しました。
表示及び開示	【IASB】	IASBは公開草案「IFRS基準における開示要求 - 試験的アプローチ」に対する意見募集期間を2022年1月12日まで延長することを決定しました。
	【DTT】	IASBは公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」を提案しました。
会議	【IASB】	2021年7月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。
	【EEG】	2021年5月の新興経済グループ（EEG）会議の報告書が公表されました。
ワーク・プラン	【IASB】	IASBがワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2021年7月の会議）
コンバージェンス	【ASBJ】	第461回企業会計基準委員会の概要（EFRAGディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」へのコメントの検討を含む）が公表されました。
その他	【EFRAG】	EFRAGが公開草案「経営者による説明」に対してコメントレタードラフトを公表しました。

※1 発信元の正式名称は末尾の< 凡例 >をご参照ください。

※2 < 今月のハイライト > で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

< 記事本文 >

◆金融商品

(2021年7月21日)

[【DTT】『IFRS 第9号「金融商品」 - 2021年末に向けて検討すべき7つの領域』が掲載されました。](#)

デロイト英国事務所の金融業界の専門家による当記事では、2021年5月11日『2021年第1四半期決算のアップデート：終焉の幕開け？』に続く形で、COVID-19以降の2021年末までに銀行が考えるべき7つの領域を示しています。

1. PDモデルのモニタリングと計測

去年は政府支援等に起因して予測を超える低いデフォルト率が観測されたが、未だに信用環境の重大な悪化が予見されるため、PDモデルのモニタリングが効果的であると理解するべき。

2. マクロ経済の反応に関するモデル

去年はGDPと債務不履行や失業率との関係性が崩れ、モデルに判断が加えられる必要があった。2021年も、経済、信用リスク及びECL（Expected Credit Losses：予想信用損失）の関係性がそのままかもしれないことに注意するべき。

3. セクター区分リスク

銀行は特定の業種についてモデル後調整（Post-Model Adjustments）を行うため、モデルのセクター区分に取り組んでいる。集計レベルが適切かどうか検討されるべきだが、セクター区分リスクは必ずしも明確ではない。

4. モデル調整

モデル調整は重要だが、“モデル化可能なもの”に対して行われた場合はコアモデルに組み込まれるべき。モデル調整は再評価され、情報源や内部統制について明確に文書化されるべき。

5. 不確実性

政府支援が取り止めになった場合に劇的にリスクが上昇すること（クリフエッジ効果）やBrexit後の取引プロセスがビジネスの障害になることが懸念される。IFRS第9号における不確実性に取り組む場合にこれらをよく考えることが重要。

6. ステージ2のトリガー

穏やかな信用状況に伴い、ステージ2が相当であっても、時折“good”と評価し続けている場合がある。直近の信用パフォーマンスがステージ判定をどのようにゆがめているか、検討する必要がある。

7. その他のモデルの変更

危機の影響をすべて評価するのは困難である一方、危機に関連せず、ポートフォリオの区分の影響でしかない問題こそが重要。また、バーゼル規制の重要な変更もあるため、銀行は翌3-5年間の戦略的なIFRS第9号のモデルロードマップを検討するべき。

[今月の記事一覧へ](#)

◆保険契約

(2021年7月28日)

[【IASB】IASBは、IFRS第17号「保険契約」の狭い範囲の修正を提案しました。](#)

IASBは、企業がIFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」の適用開始時に表示される比較情報の有用性を向上させることを可能とする公開草案「IFRS第17号及びIFRS第9号の適用開始—比較情報」（IFRS第17号の修正案）を提案しました（コメント期限：2021年9月27日）。

ASBJによるIASBプレスリリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

公開草案の日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

トーマツによる日本語の記事は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年7月30日)

[【DTT】『IFRS in Focus - IASB は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始に関する軽微な修正を提案する』が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全 5 ページ）は、2021 年 7 月に IASB が公表した公開草案「IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」に示されている IFRS 第 17 号「保険契約」の修正案について解説しています。

当ニュースレターの日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年7月19日)

[【ARC】会計規制委員会（ARC）は IFRS 第 17 号「保険契約」を EU において採用することを可決しました。](#)

2021 年 7 月 16 日、欧州委員会（EC）の会計規制委員会（ARC）は、2020 年 6 月に公表された修正を含む IFRS 第 17 号「保険契約」を EU において採用することを可決しました。最終採択は 2021 年第 4 四半期に予定されています。最終的な議事録は未公表であり、最新の EFRAG のエンドースメント・ステータス・レポート上でのみ採択した旨が反映されているため、可決内容の詳細はまだわかりませんが、ARC の最終投票では EFRAG の利害関係者から提案された年次コホートに関する要求事項の任意免除（任意免除を選択する場合にはその旨を開示）を含めることとされていました。

EFRAG のエンドースメント・ステータス・レポートは[こちら](#)（デロイトのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年7月31日)

[【GPPC】GPPCは、「IFRS 第 17 号「保険契約」の適用に伴う見積りから生じる重要な虚偽表示リスクに対する監査人の対応」を公表しました。](#)

GPPC（6 大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会）が公表した本ペーパー（全 44 ページ）は、主に外部監査人を監督する役割を担う担当者に対してガイダンスを提供し、外部監査人の対応の有効性を評価することを目的としています。

本ペーパーでは、関連する国際監査基準（ISA）に規定された要求を考慮した上で、IFRS 第 17 号「保険契約」の適用に伴う見積りの監査及び関連する判断に対する監査人のアプローチに焦点を当てています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆暗号資産

(2021年7月30日)

[【ASBJ】ASBJ は、EFRAG のディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」に対するコメントを公表しました。](#)

ASBJ は、2020 年 7 月に公表された EFRAG のディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」に対するコメント（全 15 ページ）を公表しました。ASBJ は、デジタル世界の到来を迎えている現在、無形資産全般についてのあるべき会計処理を考

察し、暗号資産に係る会計処理を検討する必要があると考えています。また、無形資産に係る IFRS 基準の問題点を指摘した上で、暗号資産に関する基準開発についての意見を表明しています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆表示及び開示

(2021年7月21日)

[【IASB】IASB は公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ」に対する意見募集期間を2022年1月12日まで延長することを決定しました。](#)

IASB は 2021 年 7 月 21 日の会議において、公開草案の内容の重要性やより多くの実務的なフィードバックを求めため、公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ (IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案)」に対する意見募集期間を 2021 年 10 月 21 日から 2022 年 1 月 12 日まで延長することを決定しました。公開草案には IASB が将来の IFRS の基準の開示要求事項を作成・起草する時期に関するガイダンス案のほか、当該ガイダンス案を適用した結果生じる IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案が含まれています。

プレス・リリースは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年7月26日)

[【IASB】IASB は公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」を提案しました。](#)

IASB は公開草案「公的説明のない子会社：開示」を提案しました (コメント期限：2022 年 1 月 31 日)。
「中小企業向け国際財務報告基準」を適用している会社が、親会社の連結財務諸表作成目的で親会社に別途 IFRS に準拠した報告を行うために 2 つの会計数値を保有する必要が生じていたことから、実務負担を軽減するため、基準案の開発が行われました。基準案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形で IFRS 基準を適用することを提案しています。
当基準書案が利用可能となるのは、親会社が IFRS 基準を適用して連結財務諸表を作成している公的説明責任のない子会社 (すなわち、金融機関でなく株式を上場していない会社) になります。

ASBJ による IASB プレス・リリースの日本語訳は[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

公開草案の日本語訳は[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

トーマツによる日本語の記事は[こちら](#) (トーマツのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年7月28日)

[【DTT】『IFRS in Focus - IASB は、公的説明責任のない子会社に対する削減された開示を提案する』が掲載されました。](#)

当ニューズレター (全 5 ページ) は、2021 年 7 月に IASB が公表した公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」に示されている新 IFRS 基準案について解説しています。

◆会議

（2021年7月28日）

[【IASB】2021年7月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2021年7月20日から21日、23日に開催されたビデオ会議（うち1日はFASBとの合同教育セッション）では、以下を含むトピックが議論されました。

■ [IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー](#)

（暫定決定）

- IFRS第9号「金融商品」の分類及び測定の要求事項の適用後レビューについて、フェーズ2において情報要請を通じてさらに協議すべき事項として、金融資産に関するビジネスモデルの評価、金融資産に関する契約上のキャッシュ・フロー特性の評価（サステナビリティ連動要素を伴う）、資本性金融商品について公正価値の変動をその他の包括利益として計上することに関するオプション、純損益を通じて公正価値で測定する指定をした金融負債に関して自己の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動をその他の包括利益に表示すること、契約上のキャッシュ・フローに対する条件変更、及びIFRS第9号への移行時の救済措置等について検討することを決定した。
- 2021年9月末に情報要請が公表される予定。

■ [のれん及び減損](#)

（暫定決定事項なし）

- ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックについて引き続き議論を行い、開示の改善、減損テストの有効性の改善、のれんの償却の再導入の是非を含むのれんの事後の会計処理に関する審議を実施した。

■ [基本財務諸表](#)

（暫定決定）

- 純損益計算書の財務区分における損益項目の分類方法について引き続き議論を行い、以下を暫定決定した。
 - 「資金調達のみを伴う取引から生じる負債」からの全ての収益・費用と「資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債」からの金利費用及び金利変動の影響を財務区分に分類する。
 - 「資金調達のみを伴う取引」とは以下を含む取引とする。
 - ◇ 現金、企業自身の資本性金融商品を受け取る又は金融負債の減額を受ける取引、及び
 - ◇ 現金又は企業自身の資本性金融商品を返還する取引
 - 「資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債」について、IFRS第9号「金融商品」の範囲に含まれる償却原価で測定する混合契約であり、かつ経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連する組込デリバティブを含んでいる負債には適用されない（これらの特定された負債に関しては、全ての収益・費用を財務区分に分類する）。
 - 混合契約は、主契約である負債に関連した収益・費用については他の負債と同様に分類し、分離された組込デリバティブに関連した収益・費用については単独のデリバティブと同様に分類する。分離されていない契約に関連した収益・費用については他の負債と同様に分類する。
 - ヘッジ手段として指定された金融商品に係る利得又は損失について、利得又は損失のグロスアップを伴う場合には営業区分に分類されるが、それ以外の場合には、リスクの影響を受ける区分に分類する。デリバティブがヘッジ手段として指定されていない場合においても、過大なコスト又は労力を伴わない限り、リスク管理に使用されるデリバティブと同様の分類を行う（過大なコスト又は労力を伴う場合は、営業区分に分類する）。

- リスク管理に使用されないデリバティブの損益は営業区分に分類する。ただし、デリバティブが主要な営業活動の過程で利用されず、財務活動に関連する場合は、財務区分に分類する。
- 為替差額は、過大なコスト又は労力を伴わない限り、差額の原因となる項目と同じ方法で分類され、過大なコスト又は労力を伴う場合は、営業区分に分類する。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパー（IASB 単独部分）は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

スタッフ・ペーパー（FASB との合同教育セッション部分）は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

なお、IASB による当会議の議事録（IASB Update）は、[こちら](#)（IASB のウェブサイト）に掲載され、ASBJ による IASB Update の日本語訳は、[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）に掲載されています。

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年7月6日）

[【EEG】2021年5月の新興経済グループ（EEG）会議の報告書が公表されました。](#)

2021年5月17日・18日に開催された当会議では、IFRS 解釈指針委員会の議題決定などに加え、IASB プロジェクト（ワーク・プランを含む）及びサステナビリティ関連情報のアップデートが行われました。また、EEG メンバーから、IASB が2022年から2026年のワーク・プランに追加することができる新たな財務報告の問題について提案が行われ、暗号通貨の会計を適切に扱う IFRS の基準がなく、暗号通貨に関するプロジェクトを高い優先順位として特定することが提案されています。

報告書（全10ページ）は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆ワーク・プラン

（2021年7月24日）

[【IASB】IASB がワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2021年7月の会議）](#)

2021年7月のIASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

■ 基準設定プロジェクト

- 公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ」（IFRS 第13号「公正価値測定」及びIAS 第19号「従業員給付」の修正案）に関するコメント期限を2022年1月12日まで延長（延長前は2021年10月21日）。

■ リサーチ・プロジェクト

- 共通支配下の企業結合：2020年11月30日に公表されたディスカッション・ペーパーへのフィードバックを2021年第4四半期に検討予定（変更前：2021年下半年）。
- のれん及び減損：プロジェクトの方針決定を2021年9月に変更（変更前：2021年第3四半期）。
- IFRS 第9号の適用後レビュー（分類及び測定）：情報要請を2021年9月に変更（変更前：2021年第3四半期）。

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）
トーマツによる日本語の記事は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆コンバージェンス

（2021年7月20日）

[【ASBJ】第461回企業会計基準委員会の概要（EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」へのコメントの検討を含む）が公表されました。](#)

ASBJ は、2021 年 7 月 13 日に開催された第 461 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」へのコメントの対応に関する審議。

議事概要は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆その他

（2021年7月28日）

[【EFRAG】EFRAG が公開草案「経営者による説明」に対してコメントレタードラフトを公表しました。](#)

IASB が 5 月に公表した IFRS 実務記述書の公開草案「経営者による説明」（コメント期限：2021 年 11 月 23 日）に対して、EFRAG がコメントレタードラフト（全 43 ページ）を公表しました。EFRAG は公開草案を支持しつつも、6 つの内容領域においてガバナンスが対応されるべきであると提言しています。公開草案において、企業のガバナンスは、通常は国内法で規制されており、要求事項とした場合、不必要な実務上の困難を生じさせる可能性があるため要求事項に含めていないとされています。

なお、IASB は、公開草案で提案したフレームワーク案において、企業の事業モデル、戦略、資源及び関係、リスク、外部環境並びに財務業績及び財政状態に関する情報についての開示目的を示し、また、企業は、国内の報告要求事項に沿って、サステナビリティ事項などの特定のトピックを扱うフレームワークと関連させて提供することができるであろうと予想しています。

EFRAG のコメントレターは[こちら](#)（EFRAG のウェブサイト）

IASB の 5 月の公開草案に対する ASBJ の説明は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)

FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポートング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)

NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DIT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ
金融インダストリーグループ

坂田響 (kyo.sakata@tohmatsu.co.jp)、小口敬 (kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp)、
谷口智哉 (toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp)



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DITL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DITL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に

独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じて Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.